

# 日本音楽著作権協会(ジャスラック) 使用料一〇〇〇億円の巨大利権 音楽を食い物にする呆れた実態

音楽著作権の管理業務を事実上独占している日本音楽著作権協会(ジャスラック)。年間一〇〇〇億円に達する著作権使用料の徴収・配分の実態について、疑惑が噴出してきている。監督官庁である文部官たちは、その組織運営の不透明さを懸念し、天下り人事を通じて巨大利権の甘い汁を長年にわたって吸い続けてきた。音楽を食い物にするジャスラックの実態に迫る。

和歌山市内のレストランカフェ・デサフィナードのオーナーである木下晴夫氏に、日本音楽著作権協会(ジャスラック)から一通の封書が届いたのは、昨年六月のことだった。

自身は、開店以来三年間の演奏にかかると著作権使用料(約六〇万円)の「請求書」である。だが、生演奏は一月に一回しかなく、しかも演奏曲の多くはオリジナル支払いを拒んだところ、「別の計算

と同じく四八〇万円の使用料支払いを迫られた横浜のジャズ喫茶・エージンの店主は、「店を閉めるかどうか迷ったが、演奏に来てくれ

## 音楽著作権管理を事実上独占 「徴収・配分」の不透明な実態

管理楽曲数二二六万曲(デパート・ベース登録数)、会員・著作権信託者は合計で一万三六〇〇人。圧倒的な規模を誇るジャスラックが、かくも強引な使用料徴収に注力し始めたのは、〇一年以降のことである。〇一年一〇月に著作権等管理事業法が施行され、著作権管理事業が許可制から登録制に変わったことで民間参入が相次いだため、それまで唯一の事業者だったジャ

著作権使用料を払い済む店に対して、ジャスラックは楽器などの機材に仮差し押さえをかける



スラックに焦りが生じた。その結果が、法的措置件数の急増である(右ページグラフ参照)。とりわけ民事調停については、二〇〇〇年度に一一七件だったものが、〇四年度にはじつに二五八二件にまで増えた。

ミュージシャンのためにもつづすわけにはいかなかった」と打ち明ける。ジャスラックに対する怨嗟の声は募る一方なのだ。

方法で算出した金額」として、請求金額は三倍の一八〇万円に跳ね上がった。その後、ジャスラックが申し立てた民事調停でも金額面で折り合わず、今年四月には店内のピアノ、アンプ、マイクといった機材が仮差し押さえされた(左ページ写真)。

の横暴な取り立て行為に対しては「断固として戦う」という木下氏に、ジャスラックは氏が所有するマンションの仮差し押さえ命令を申し立てた。今年七月に仮差し押さえ決定。

ジャスラックの容赦ない使用料徴収により、全国の音楽喫茶などが閉店の危機にさらされている。

新潟市内にある開業四一年目の老舗ジャズ喫茶・スワン。二〇〇三年四月、ジャスラック職員がやって来てカウンターに陣取り、店内に客がいるにもかかわらず、「音楽を勝手に使う」「ドロボー」と大声を張り上げた。「年間利益は少ないときは二〇万円弱。造船所の

権」である。

うち、新規参入事業者は「録音権」と「インタラクティブ配信権」に特化し、割安な管理手数料を売りに物にしては、全国の店舗の利用状況を調査して使用料を徴収したり、放送で使われる楽曲を管理するには膨大な手間がかかることから、「民間会社で管理することは不可能」感嘆芳春・ダイキサウンド取締役だ。

結局、著作権者にしてみれば、全国に徴収網を張り巡らせるジャスラックに丸ごと管理を任せたいほうが手取り早い。事実上の独占状態は容易には崩れない。

それでも、ジャスラックの強引な取り立ては続いている。しかも、その徴収基準はきわめて曖昧だ。

音楽を使用する店舗のほとんどは、使用楽曲を問わない一律料金(の包括契約を結んでいる。音楽喫茶やライブハウスの例にれば、席数と一カ月の演奏時間合計で最低月二万二〇〇〇円からと料金が決まっている。

だが、実際の使用料は必ずしも規定どおりではない。月に二万円払っている店もあれば、二二〇〇円の店もある。なぜか一年間で八〇〇〇円という格安契約を結んで

仕事でなんとか生計を立てている(店主)というスワンに対し、ジャスラックは過去二〇年分の使用料として五五〇万円を請求。スワンは最終的に二八〇万円を支払う羽目になった。

### 強引な使用料徴収の実態



### ジャスラックが事実上独占



いる店もある。いったいどういう基準で使用料が決められているのか。店主やオーナーに対する明確な説明はない。

一方、ジャスラックの会員(著作権者)に対して送られてくる徴収額の明細にも、「いつ、どこで、どれだけ使われたか」という内訳についてはいっさい報告されない。楽曲名などの用途と徴収額、ジャスラックが受け取る業務手数料の「合計金額」が書かれているだけである。これでは徴収漏れがあっても知るよしもない。明細を開示すべきだ」と、作曲家の玉木宏樹氏は憤慨する。

音楽喫茶やライブハウスに対する徴収基準が曖昧であると同時に、ジャスラック会員に対する配分の実態も不透明そのものだ。事実、全国のジャズ喫茶で演奏されてい

## 50年間天下り続ける

### 文部官僚出身のジャスラック役員

天下り官僚	在任期間
菊池豊三郎 専務理事	1957年11月～ 65年 4月
北岡健二 常務理事	69年 6月～ 74年10月
北岡健二 常勤監事	74年10月～ *
吉里邦夫 常務理事	77年10月～ 80年10月
吉里邦夫 常勤監事	80年10月～ 82年 6月
内山 正 常勤監事	82年 8月～ *
山中昌裕 常勤監事	86年10月～ *
久保慶儀一 常務理事	92年10月～ 94年 1月
加戸守行 理事長	95年11月～ 98年11月
木村 豊 常務理事	95年11月～2001年10月
吉田 茂 理事長	2000年 4月～ 現在

\*北岡、内山、山中各常勤監事の退任時期は不明  
\*役職は当時

派の理事選出を簡単に阻止できるのである。  
これは、自浄作用など望むべくもない。現在、ジャスラックの理事会を牛耳っているのは、演歌

## 五〇年にわたる天下りの歴史 巨大利権の闇はなくなりません

毎年一〇〇〇億円のカネが集まり、しかも、まともなガバナンスも働かない。そんなジャスラックを食い物にしてきたのが、文部官僚である。先述した加戸元理事長は元文部省官房長、現在の吉田茂理事長も元文化庁長官で旧文部省の天下り、小野前理事長も文教族議員である。  
文部官僚の天下りは今に始まっ

たことではない。ジャスラック側は「個人情報」を盾に歴代の天下り官僚の氏名を公表しないが、本誌が調べたところ、じつは五〇年ものあいだ、ほとんど途切れることなく、天下りが続いていることが判明した（左表参照）。  
天下り人事が途絶えたのは、ジャスラックと文部官僚によって引き起こされた二回の不祥事の直後だけである。

一度目の不祥事は六四年に起きた「黒い霧事件」だ。ジャスラックは五九年から六三年までのあいだ、著作権使用料から約一億円を薄れ処理し、その裏ガネを使った当時の役員への裏金と遊興費、文部官僚への接待費などに充てていた。そのため、当時の会長と初代天下り官僚の菊池豊三郎専務理

事が責任で東京地検に書類送検された。  
二度目は九四年に発覚した、古賀武彦音楽文化振興財団に対する巨額融資問題である。収入が先細ることに危機感を覚えた古賀財団の理事たちは、当時、ジャスラックから七八億円を三〇年間無利子で借り、財団の土地にビルを建て、ジャスラックを入股させることで家賃収入を得ることを計画した。  
この不透明な融資にも、旧文部省幹部、OBが深く関与していた。ジャスラックからカネを引き出した当時の古賀財団の理事は、文部省事務次官から文部大臣まで経験した大物官僚の剣木亨弘氏である。また、ジャスラックの顧問だった佐野文一氏も元文部官僚で、先述した「黒い霧事件」でジャスラックから利益供与を受けた一人。事件の責任を追及されたが辞任には及ばず、後に事務次官にまで上り詰めた。

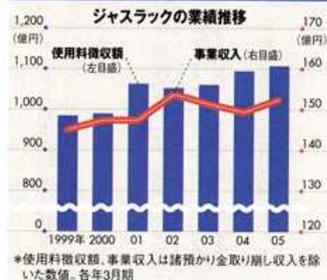


古賀財団の敷地内に建てられたジャスラック本社。巨額融資問題は追及されたことなく闇に葬られた

しかし、思い出してほしい。年間一〇〇〇億円という著作権使用料の少なからぬカネは、そもそもはわれわれがCDやDVDを買ったり、カラオケを歌ったり、着メロをダウンロードすることに支払わされており、著作権者に正当に配分されるべきカネである。  
組織運営のあり方、使用料徴収・配分の実態について、ジャスラックには説明責任がある。独占の上にあぐらをかくことは絶対に許されない。 本誌・松本裕樹

関係者を中心とする多数派理事。非民主的な組織運営に対して、会員のあいだには「使用料配分が演歌に偏っているのではないか」との不満も根強い。

## 徴収額は1000億円超!



\*使用料徴収額、事業収入は諸預かり金取り崩し収入を除いた数値。各年3月期

## トッピは驚きの高額報酬 非民主的な理事選出方法

ジャスラックが年間に集める著作権使用料は一〇〇〇億円。そこから管理業務の手数を差し引き、残りを会員に分配する仕組みになっている。だが、この業務手数の使途には疑問視すべきものがある。その最たるものは幹部報酬だ。ジャスラックは個別幹部の報酬について明らかにしないが、本誌が入手した内部資料によると、小野清子・前理事長（現参議院議員）

の当時の年収は三五五万円。ほかの公益法人と比べるとペラボウに高い（下グラフ参照）。常務理事クラスですら、二八〇〇万円近い報酬を得ていた。さらに小野前理事長の前任の加戸守行・元理事長（現愛媛県知事）ですらも、三年間の就任期間で、退職金も含めてじつに一億円以上の報酬を得ているのだ。  
役員報酬を決めるのは役員報酬審査会である。ジャスラックは、同審査会のメンバーについて「個人情報なので開示できない」と取り付く島もない。  
少し古いが一九九九年時点での審査会メンバーのリストを入手した。それを見ると唖然とする。六人いる役員報酬審査会の委員全員がジャスラックの理事なのだ。さすがに理事長などの常勤理事は入っていないが、これでは自分の報酬を自分で決めても当然である。じつは現在の委員長も理事の一人が兼務している。

る曲の作曲者たちに聞くと、誰一人として「生演奏の使用料が振り込まれたことはない」という。で

は、冒頭のような過酷な取り立てで集めたカネはどこに配分されているのだろうか。

## ジャスラック会員のな

かには水六輔、小林重星、野坂昭如氏ら日本作詞作曲家協会を中心とする「改革派グループ」がある。だが、彼らの声は組織運営には反映されない。巨大利権にしがみつく連中がつくった巧みなカラクリがあるからだ。

少し長くなるが、そのカラクリについて説明しよう。まず、ジャスラックの最高意思決定機関は「理事会」で、その下に正会員の代表からなる「評議員会」がある。一四〇〇人の正会員は選挙によって評議員を選出し、次に評議員が互選で理事を、同じく正会員のなかから会長を選ぶ。しかる後に理事会において理事長を選出し、ジャスラック職員と学識経験者のなかから一人以内の理事候補者を選び、会長が委嘱する。

評議員のなかには先述した「改革派」もいる。その数は作詞家の評議員二九人中の九人、作曲家の評議員三〇人中の九人、評議員全体の三分の一を占める（音楽界全体の評議員一四人を除く）。だが、不思議なことに、理事会の理事一人（音楽出版者出身理事と委嘱

## 断トツの高額報酬

### 主要な公益法人トップの年収比較

法人名	役員名	年収額 (単位:万円)
ジャスラック	小野清子 理事長	3,565
ジャスラック	木村豊 常務理事	2,771
日本中央競馬会	理事長	3,000
日本原子力研究所	理事長	2,660
日本道路公団	総裁	2,614
宇宙開発事業団 (現宇宙航空研究開発機構)	理事長	2,614
日本輸出入銀行 (現国際協力銀行)	総裁	2,614
国民金融公庫	総裁	2,614
日本放送建設公団 (現放送建設・運輸施設整備支援機構)	総裁	2,610
年金福祉事業団 (現年金基金運用基金)	理事長	2,600
森林開発公団 (現緑資源機構)	理事長	2,600

\*ジャスラックの年収額は1999年8月時点での定款における金額  
\*ほかの公益法人トップの年収額は2000年3月期末 \*役職は当時

理事を除く)のなかに改革派は一人もない。

作詞・作曲家の評議員は、作詞・作曲家それぞれに六人ずつ、計一二人の理事候補者を投票用紙に記入することができる。この理事選出方法が曲者なのだ。一人の改革派評議員が示し合わせて投票するにしても、候補者一人当たりで最大一八票しか入らない。残る四人の評議員は、改革派以外の人。一人当たり一九票以上投じるように根回しをすれば、改革